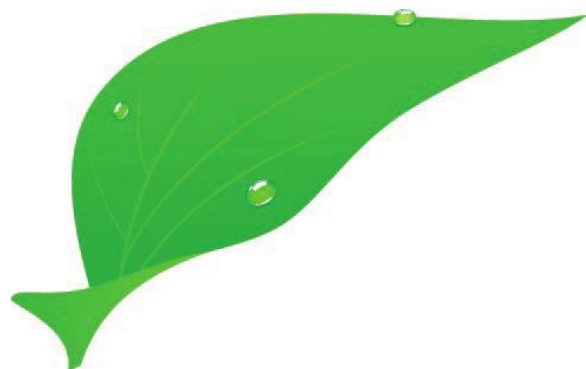


飯田市環境基本計画 21'いいだ環境プラン



第4次改訂版

概要版

環境文化都市宣言

平成 19 年 3 月

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

平成29年3月

長野県飯田市

21'いいだ環境プランとは

21'いいだ環境プランとは、飯田市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全および創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

●目標年次と対象期間

目標年度

平成 32(2020)年度

対象期間

平成 29(2017)年4月～平成 33(2021)年3月

●行動理念

本プランは、飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、次の行動理念を掲げます。

循環 限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が好循環する環境に配慮したまちづくりを推進します。

共生 地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。

参加 社会の一員として地域のよりよい環境を作るため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。

国際的取組 地球上の一員として国際的な枠組みに積極的に取り組むとともに、環境文化都市として率先して環境に配慮した住みやすいまちづくりを推進します。

●望ましい環境像

「人と自然が共生する環境のまち」(いいだ未来デザイン 2028 より)

●21'いいだ環境プランの推進体制と進行管理

本プランの各政策を推進するために、第3次改訂版同様、飯田市をはじめとする行政機関、地域団体、市民団体、事業所、市民などの多様な主体の役割分担や、対等なパートナーシップに基づいた協働体制による推進を目指します。

本プランの進行管理は、「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理および環境マネジメントシステムと連動し、毎年度、事業を計画し、実行、評価、改善による PDCA サイクル¹に基づいて行います。

●21'いいだ環境プラン策定経過

平成 8 年 12 月 策定

平成 14 年 8 月 第1次改訂

平成 20 年 3 月 第2次改訂

平成 24 年 3 月 第3次改訂

平成 29 年 3 月 第4次改訂



¹ PDCA サイクル:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善する

現代の環境問題を取り巻く状況

①気候変動と地球温暖化

世界平均気温の上昇や海面水位の上昇等に代表される気候変動²は、すでに自然や人間社会に影響を与え始めています。こうした事態から世界的には、2015年に締結された「パリ協定」によって、化石燃料に依存しない脱炭素社会の実現を目指す取り組みが始動することとなりました。私たちは、温室効果ガス³の排出を大幅かつ積極的に削減する必要がありますが、どのようなシナリオをとっても世界の平均気温の上昇は避けられず、21世紀末に向けて気候変動の影響リスクが高くなると予測されています。こうした気候変動に対しては、温室効果ガスの排出の抑制などを行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」を進めることも求められています。

②大量消費・大量廃棄型社会の進行

大量消費型社会の進展に伴い、天然資源の大量消費、ごみの大量廃棄が深刻化し、廃棄物処理における社会的コストの増大はもちろん、大きくなった環境への負荷は地球環境に多大な影響を及ぼしています。環境負荷を低減していくためには、大量消費型の生活様式を見直し、資源の有効活用をはじめ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、さらに熱回収、適正処理に努めながら廃棄されるごみを最小限に抑えていかなければなりません。今の私たちには、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の実現を目指していくことが求められています。

③生物多様性の危機

生活様式や産業構造の変化、人口減少や高齢化など社会経済の変化に伴い、自然に対する人の働きかけが弱まることにより、里地里山⁴の環境の変化や種の減少につながる恐れがあります。また、人によって意図的、偶発的に国外や国内の他の地域から持ち込まれた外来種が、地域固有の生態系にとって大きな脅威となっています。

私たちは、短期的な生産性や効率性のみを求めるのではなく、生態系を継続的に保全し、回復能力を超えない範囲で利用することで、その恵みを持続的に享受していくことが可能となることを理解し、地球の長い歴史の中で育まれてきた命のつながりを維持していくことを常に考えて行動する必要があります。

④継続した環境学習の必要性

今日の環境教育・環境学習は、「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動へ参加することや問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、市民一人ひとりが具体的な行動に取り組み、持続可能な生活様式や経済社会システムの実現に寄与するものと位置付けます。また、環境問題の解決のためには、新たな問題の発生を未然に防止していくための行動力、科学的知見や考察を基にしたまちづくりを進めることも必要であり、環境教育・環境学習には、このような面からの期待も高まっています。環境を大切に思う気持ちを将来にわたって育み続けるために、大人はもちろんのこと、特に次世代を担う子どもたちに主眼を置いた環境教育・環境学習を推進する必要があります。

² 気候変動：気候が様々な要因（自然要因として地球自転軸の傾きの変動や太陽活動の変化など、人為的要因として森林破壊や温室効果ガス排出量の増加など）により変動すること

³ 温室効果ガス：大気圏に存在し、地表から放射された赤外線等を吸収する気体の総称。二酸化炭素・オゾン・メタンなどが該当

⁴ 里地里山：原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域

政策に基づく基本的方向とその取組み

このプランで掲げる望ましい環境像を実現するために、3つの具体的な環境分野に対応する政策とすべての政策を包含する環境学習分野を設定します。この政策と環境学習を推進するために7つの基本的方向を設定し、基本的方向ごとに取り組みを進めていきます。

望ましい環境像

人と自然が共生する環境のまち

政策1 気候変動の緩和と適応

基本的方向1
社会の低炭素化の推進

- 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり
- 環境や人にやさしい交通社会の形成
- リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり
- 未利用エネルギー等の利活用の推進

基本的方向2
エコな「ライフ&ワーク」
スタイルの推進

- 家庭における環境負荷低減活動の推進
- 事業活動における環境負荷低減活動の推進
- 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進
- 地域活動における環境負荷低減活動の推進

基本的方向3
気候変動への適応

- 「気候変動への適応」に関する研究
- 環境情報の適切な提供

政策2 循環型社会の形成

基本的方向4
廃棄物の減量および適正処理と
地域環境美化の推進

- リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進
- リサイクル(再生利用)の推進
- ごみの適正処理の推進
- 不法投棄の根絶と環境美化の推進
- 処理施設の適正管理と整備への協力

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

基本的方向5
緑と生物多様性の保全

- 身近な環境や里地里山の保全と整備
- 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり
- 森や里地里山の資源の利活用
- 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)
- ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

基本的方向6
生活環境の向上

- 大気汚染被害の把握と改善
- 河川・地下水質の維持向上
- 騒音・振動被害の把握と改善
- 悪臭被害の把握と改善
- 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善
- 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

基本的方向7
環境学習の推進および
環境人材の育成と活躍の場の創出

- 子どもの環境学習を進める仕組みづくり
- 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり
- 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

基本的方向 1 社会の低炭素化の推進

化石由来のエネルギー⁵に依存しなくても、一定の生活の質を保ちながら、安心、安全な暮らしを確保し、社会全体の持続可能性を確保するため、社会の低炭素化⁶を推進します。

具体的取組み

1-1 再生可能エネルギー¹¹の導入による持続可能な地域づくり

- 地域環境権条例⁷を活用した地域づくりの推進
- 太陽光市民共同発電の運用
- 太陽光発電の普及促進
- 太陽熱設備の普及促進
- メガソーラーいっだのPRと運営
- 木質バイオマス機器の普及促進
- マイクロ水力発電⁸の研究
- 小沢川小水力発電⁹の推進

1-2 環境や人にやさしい交通社会の形成

- 自転車市民共同利用の推進
- ノーマイカーの推進
- 環境配慮型車両の普及啓発
- 次世代自動車購入への支援検討
- 地域公共交通の促進

1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

- グリーン経済の推進(環境と経済の一体化)
- 省エネルギー¹⁰住宅の研究・普及
- リニア駅周辺整備における低炭素化の推進
- 中心市街地低炭素化の研究
- 排出権取引の推進

1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

- 未利用エネルギーの情報収集
- 未利用エネルギーの研究・調査

基本的方向 2 エコな「ライフ＆ワーク」スタイルの推進

日常生活や事業活動、学校や保育園での活動、地域活動において、市民が環境に配慮した行動へ変革するエコな「ライフ＆ワーク」を実践し、環境への負荷を低減していきます。

具体的取組み

2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

- 省エネルギー住宅の普及啓発
- エコライフの普及啓発
- 環境拠点の運営
- 雨水の有効利用の促進

2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動推進
- 環境マネジメントシステムの運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

- 学校のいいむす 21・保育園のいいむす 21 の運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

- 市民活動への支援と協働

基本的方向 1・2 の指標

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 27 年度	平成 32 年度	比較
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	703,314	602,522	14.3%減
2	再生可能エネルギー 利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	25,181	28,430	12.9%増
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	22.44	25.76	3.32%増
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	84.0	100.0	16.0%増
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	204	225	10.3%増
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.82	3.06	19.9%減
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	-	4,288	新規

⁵ 化石由来のエネルギー:主に石炭・石油・天然ガスなど (=化石燃料) のこと

⁶ 低炭素化:温室効果ガスの中でも、温暖化への影響が著しいと考えられている二酸化炭素の排出を可能な限り抑えることを指す

⁷ 地域環境権条例:飯田市民が主体となって市内の再生可能エネルギーを利用し、持続可能な地域づくりを進めることを市民の権利とすることなどを定めた「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の略称

⁸ マイクロ水力発電:小河川・用水路・送水管などを利用し、発電出力が 100 kW 以下の小規模なもの

⁹ 小水力発電:小河川・用水路・送水管などを利用し、発電出力が 1000kW 以下のもの

¹⁰ 省エネルギー:エネルギーを消費していく過程で無駄を省き、効率的な利用を図ること

¹¹ 再生可能エネルギー:自然界から半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと

基本的方向 3 気候変動への適応

地球温暖化に伴い、既に起こりつつある気候変動を抑制するとともに、その影響を軽減するため、新しい気候条件に対する「適応」に関する情報収集や研究を進めます。

具体的取組み

3-1 気候変動への「適応」に関する研究

- 気候変動に関する情報収集

3-2 環境情報の適切な提供

- 温暖化対策のための外部機関との協働 ●環境モデル都市行動計画管理・報告 ●環境モデル都市としての情報発信
- 温室効果ガスの排出量の把握

基本的方向 3 では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

3 R の推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくとともに、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指します。

具体的取組み

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2 R の啓発 ●レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ●事業系一般廃棄物の減量化 ●生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ●資源ごみの収集運搬と処理 ●容器包装廃棄物の収集運搬と処理 ●リサイクルステーションの管理運営
- 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ●ごみの収集運搬 ●ごみ集積所の管理運営 ●粗大ごみの戸別収集 ●ごみ処理費用負担制度の運用
- 死亡犬猫等の回収

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ●ごみゼロ運動の実施 ●不法投棄パトロールの実施 ●地域環境美化推進事業補助金の交付
- 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ●稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

基本的方向 4 の指標

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 27 年度	平成 32 年度	比較
8	市民一人あたりが 1 日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	g	554	504	9.0%減
9	環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業所、団体、市民)の割合	%	32.3(参考値)	33.3	1.0%増



基本的方向 5 緑と生物多様性の保全

リニア時代を見据え、身近な里地里山の整備や、森林資源を有効に活用することなど、自然環境や景観、生物多様性の保全を図ります。

具体的取組み

5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

- 身近な里地里山の保全や整備の推進
- 河川や水辺等の美化や維持管理の推進
- 市民との協働による身近な環境整備
- 外来生物・外来種への対策と生物多様性の保全
- 市民・企業・NPO 等によるアダプトプログラムの普及

5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

- 多面的な機能を向上するための森林整備の促進
- 治山や保安林指定による森林の保全
- 他地域や県との連携による森林整備
- 森林施業および管理のためのインフラ整備とその保全

5-3 森や里地里山の資源の利活用

- 搬出間伐による間伐材の供給とその体制の構築
- 飯田市産材を使った住宅の普及
- 市民が自然とふれあう機会や場の整備

5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)

- 住民主体による地域景観計画、景観育成住民協定等の推進

5 5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

- ユネスコエコパークをはじめとする自然豊かな現況を保ち、その魅力を発信
- 希少な野生動植物の保全と啓発

基本的方向 5 の指標

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 27 年度	平成 32 年度	比較
10	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	53.8	60.0	6.2%増
11	一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合	%	66.6	70.0	3.4%増
12	森林面積(国有林を除く)	ha	40,392	40,392	維持
13	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積とその割合	ha	143.7	165.0	14.8%増
		%	28.8	45.0	16.2%増
14	ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数	頭	841	850	1.1%増

基本的方向 6 生活環境の向上

悪臭、騒音、水質汚濁等による公害防止に引き続き取り組みます。また、リニア中央新幹線等の大型工事に伴う生活環境の悪化を防ぐ取り組みも推進し、良好な生活環境を守っていきます。

具体的取組み

6-1 大気汚染被害の把握と改善

- 市内の大気状況の観測
- 大気汚染被害の防止

6-2 河川・地下水質の維持向上

- 継続的な河川水質の保全と観測
- 継続的な地下水水質の保全と観測
- 下水道・合併浄化槽の普及、維持管理
- 水質汚濁・汚染被害の防止

6-3 騒音・振動被害の把握と改善

- 市内の騒音発生状況の観測
- 騒音振動被害の防止

6-4 悪臭被害の把握と改善

- 市内の悪臭発生状況の観測
- 悪臭被害の防止

6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

- 有害物質の状況把握や大気中の放射線量の監視
- 実施した調査や各種情報の公開

6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

- 空き家等の適正な管理と活用の促進
- 生活環境に関するモラル向上等の啓発

基本的方向 6 の指標

指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	平成 27 年度	平成 32 年度	比較
15	環境汚染に関する通報件数	件	221	100	54.8%減
16	微小粒子状物質(P M2.5)の現状と動向 (1 日平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.3	28.3	維持
	微小粒子状物質(P M2.5)の現状と動向 (1 年平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.1	8.1	維持
17	松川中流域および野底川の水質階級(水質階級 I の生物指標の割合)	階級レベル	I	I	維持
18	河川の BOD ¹² の環境基準値達成率	%	100.0	100.0	維持
19	騒音の環境基準値達成率	%	70.0	72.0	2.0%増
20	悪臭の防止目標の基準値達成率	%	100.0	100.0	維持
21	有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)		無	無	

基本的方向 7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

幅広い世代が環境学習に参加できるよう、環境学習の具体的なプログラムを整備したり、環境教育を支える人材を育成、確保したりしていく取り組みを推進します。

具体的取組み

7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

- 環境チェッカーの活動や自然観察学習会を通じての環境学習の推進
- 森林や山での野外体験を通じた環境学習の推進
- 環境学習や体験活動の場の維持管理
- 小中学生への環境教育の実施

7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

- 域産域消の「食」の啓発・推進（フードマイレージ）
- 河川にまつわる自然・環境・歴史などの生涯学習の推進
- 身近な場所（公民館）で行われる環境学習や調査
- 美術博物館における伊那谷の自然や環境への学び
- 「りんご並木のエコハウス」等を活用した環境講座

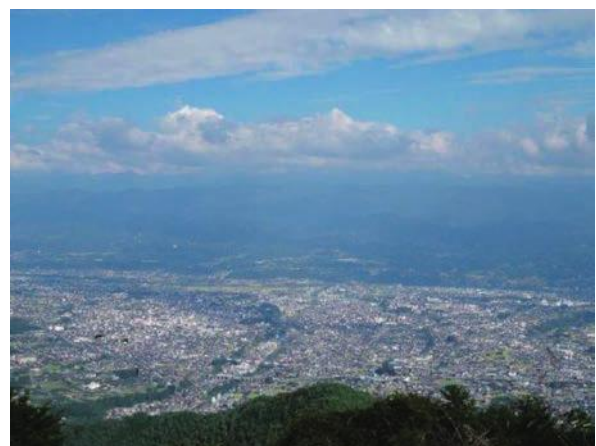
7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

- 環境保全型農家の育成
- 環境アドバイザーや環境チェッカーの活動支援
- 伊那谷の自然と文化の調査とデータ整備・公開
- 3Rの推進、ごみの適正処理のための学習会への講師派遣
- 気候変動に関する環境学習の推進

基本的方向 7 では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

21「いいだ環境プラン第 4 次改訂版本編および資料編は、飯田市役所環境政策情報ホームページをご覧ください。

飯田市 環境政策情報



笠松山から飯田市街地を望む

リニアがもたらす大交流時代に
「くらし豊かなまち」をデザインする

合言葉はムトス
誰もが主役 飯田未来舞台

IIDA CITY <http://www.city.iida.lg.jp/>

市民協働環境部環境課・環境モデル都市推進課

TEL 0265-22-4511 FAX 0265-22-4673

e-mail: ikankyoku@city.iida.nagano.jp (環境課)

sakugen_co2@city.iida.nagano.jp (環境モデル都市推進課)

¹² 河川の BOD: 河川の BOD(生物化学的酸素要求量)は、最も一般的な水質指標であり、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものである。値が大きいくほど腐敗性物質が多く、水質が悪いと判断することができる。